

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-7-6
処分の種類	登録の取消し			
根拠法令条例等・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第25条			
処分の概要	<p>液化石油ガス販売事業者が正当な理由がないのに、液化石油ガス販売事業を一年以内に開始せず、又は一年以上引き続き休止したときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>(最終)知事 (専決)ものづくり振興課長 (委任)地域振興局長</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成17年4月1日付け平成17・03・16原第8号)</p>			
基準の制定根拠				